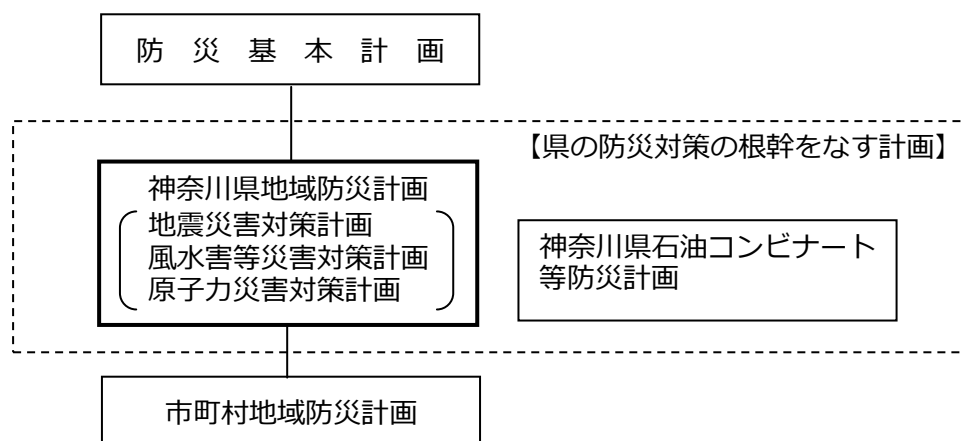


神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）修正要旨

1. 『神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）』とは

神奈川県地域防災計画は、災害対策基本法第 40 条に基づき、国の防災基本計画と連携しながら、本県の地域における防災に係る処理すべき事務又は業務について、神奈川県防災会議が定める計画で、市町村地域防災計画の指針となるものです。

そのうち「地震災害対策計画」は、別に定める「風水害等災害対策計画」及び「原子力災害対策計画」とともに「神奈川県地域防災計画」を構成しています。地震災害対策計画は、県内（石油コンビナート等特別防災区域を除く）の地震災害全般に関して総合的な対策を定めたものであり、この計画に基づき事前の対策を推進し、災害に強い安全な県土づくりを進めるとともに、地震災害が発生した際の応急対策を実施することにより、県民の生命、身体及び財産を守ることを目的としています。



2. 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）修正の基本的な考え方

■ 神奈川県地震防災戦略の取組内容の反映

東日本大震災の経験や教訓を踏まえ国の最新の知見などを基に、平成 25 年度から平成 26 年度にかけて実施した神奈川県地震被害想定調査結果の内容を反映しました。さらに、この調査結果により判明した甚大な被害を軽減するため、平成 28 年 4 月からスタートした神奈川県地震防災戦略の取組内容を反映しました。

（主な修正内容）

- ・ 津波避難ビルの指定の促進と、県による津波避難施設や津波避難路等の整備を行う市町への財政支援を追加
- ・ 家庭における身近な防災対策等の普及として感震ブレイカーの設置の推進を追加
- ・ かながわシェイクアウト（いっせい防災行動訓練）による安全確保行動の普及や、地震防災チェックシート、かながわけんみんな防災カードの配布による自助・共助意識の向上を追加

■ 国の法令改正等の反映

近年行われた国の法令改正や防災基本計画の修正内容を反映しました。

(主な修正内容)

- ・ 市町村が、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を進めることを追加
- ・ 市町村が、被災者の被害状況、配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、総合的かつ効果的な支援の実施に努めることを追加
- ・ 首都直下地震対策特別措置法に基づく、「首都直下地震地方緊急対策実施計画」を位置づけることを追加

■ 近年の災害対策の教訓を踏まえた強化

前回の修正以後に発生した地震災害に係る教訓などに基づき、新たな取組を計画に反映しました。

(主な修正内容)

- ・ 市町村が、避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な物資の配布、巡回健康相談の実施、正確な情報の伝達等に努めることを追加
- ・ 市町村は、罹災証明書の交付体制整備に努め、県は、住家被害の市町村の調査担当者のための研修機会の拡充を図ることなどにより、住家被害調査の迅速化を促進することを追加

■ 広域応援・受援体制の強化

広域的な応援や、円滑な受援のための体制の強化の取組を反映しました。

(主な修正内容)

- ・ 「神奈川県消防広域運用調整本部（略称：かながわ消防）」による県内消防の広域応援体制を追加
- ・ 市町村、防災関係機関及び物流事業者等との連携により、物資の受援体制の充実を図ることを追加

3. 主な修正事項

体 系		修正内容
第1章 地震災害対策の計画的な推進		
第1節	計画の目的、位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 県地震災害対策推進条例の地震災害対策を実施する際の基本理念を追加 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」及び「首都直下地震対策特別措置法」に基づく、「南海トラフ地震防災対策推進計画」「首都直下地震地方緊急対策実施計画」を位置づけ
第3節	地震被害の想定	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度から26年度にかけ実施した「県地震被害想定調査」結果を反映 平成27年3月に「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波浸水想定を設定したことに伴う修正
第4節	神奈川県地震防災戦略	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年3月の「県地震防災戦略」改定に伴い、重点施策と数値目標等を追加
第6節	地震災害対策計画の推進主体とその役割	<ul style="list-style-type: none"> 自助の強化のための県民の責務として、備蓄食料を「3日分」から「最低3日分、推奨1週間分」と修正し、災害時の家族内の連絡体制についてあらかじめ決めておくことを追加
第2章 都市の安全性の向上		
第4節	津波対策	<ul style="list-style-type: none"> 津波浸水予測の見直しを行い、平成27年3月に新たな津波浸水想定図の公表を行ったことに伴う修正 津波防災地域づくりに関する法律による津波災害警戒区域の指定の促進を追加 指定緊急避難場所の指定の推進を追加 誘導標識への津波に関する情報の併記とピクトグラムの使用及び見方に関する周知に努めることを追加
第5節	がけ崩れ対策等の推進	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害防止法の改正を踏まえ、ハード対策だけではなく、土砂災害警戒区域等の指定といったソフト対策を推進することを追加
第6節	ライフラインの安全対策	<ul style="list-style-type: none"> かながわスマートエネルギー計画に関連して、災害時に電気を供給することができる電気自動車や燃料電池自動車の普及促進を追加 相模川・酒匂川流域下水道が災害時にもその機能を維持または早期に回復できるようにするため、流域下水道事業継続計画（下水道BCP）により関係機関との連携を図ることを追加
第9節	建築物等の安全確保対策	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が行う、不特定多数の者や要配慮者が利用する大規模建築物や緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進に関する取組みを支援することを追加 平成26年度に大規模盛土造成地の変動予測調査の結果をとりまとめた大規模盛土造成地マップを公表したことに伴う修正
第3章 災害時応急活動事前対策の充実		
前文		<ul style="list-style-type: none"> 平成28年熊本地震に関連して、揺れの怖さの再認識と、安全確保行動の重要性の啓発に努めることを追加
第1節	災害時情報の収集・提供体制の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年4月より、避難勧告等の緊急情報を住民へ迅速に伝達することを目的としたアラートを導入・運用していることを追加 市町村が被災により被害状況の報告ができないような場合、県が積極的な情報の収集・伝達に努めることを追加
第2節	災害対策本部等組織体制の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部に応援部隊のための活動スペース等の確保、情報通信システム等の整備を行うことを追加 県総合防災センターが代替災害対策本部となる場合の通信機器の維持、幹部参集手段の確保などに伴う修正

体 系		修正の内容
第 3 節	救助・救急、 消火活動体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年 4 月より、大規模災害時等に被災市町村からの要請を受け、県消防広域運用調整本部（略称：かながわ消防）設置による広域応援を実施することについて追加 「神奈川県内消防広域応援実施計画」等を踏まえた、大規模災害発生時の広域応援体制の強化を追加
第 5 節	避難対策	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が指定緊急避難場所及び指定避難所の適切な指定と、住民への徹底した周知に努めることを追加 津波避難ビルの指定の促進と、県による津波避難施設や津波避難路などの整備を行う市町村への財政支援を追加 災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、市町村が、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなどの、罹災証明書の交付体制整備に努めることを追加 県は、市町村に対し、住家被害の調査担当者のための研修機会の拡充を図ることなどにより、災害時の住家被害調査の迅速化を促進することを追加 ペットとの同行避難のルール住民への周知、また飼育スペースの確保に伴う修正
第 7 節	要配慮者等 に対する対策	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者名簿の作成と避難支援関係者との情報共有を追加 外国人旅行者向けプッシュ型情報発信アプリ Safety tips の普及に努めることを追加
第 8 節	飲料水、食 料及び生活 必需物資等 の供給対策	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の円滑な物資輸送確保のため、物流事業者の団体と、物資の輸送や保管に関する協定を結んでいることを追加 県災害時広域受援計画に物資調達の基本事項を定めていることを追加 県は、市町村、防災関係機関及び物流事業者等と連携し、物資の輸送や受入の訓練を実施することで物資の受援体制の充実を図ることを追加
第 9 節	医療・救 護・防疫対 策	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時に、医療救護に関して必要な判断・調整等を行う神奈川県災害医療コーディネーターを設置していることを追加 被災地域で精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための災害派遣精神医療チーム（かながわ D P A T）の整備を追加
第 10 節	文教対策	<ul style="list-style-type: none"> 県内小中学校の教員を対象に、防災に関する専門的知識や技能を習得する専門研修を実施し、地域防災の担い手育成を図ることを追加 被災時における文化財のレスキュー活動を含めた対応や、文化財防災マニュアルの作成等の具体的な災害時の文化財防災対策の検討を進めることを追加
第 11 節	緊急交通路 及び緊急輸 送路等の確 保対策	<ul style="list-style-type: none"> 県と市町村が、災害時のヘリコプターの運用等について、あらかじめ関係機関と協議し、図上訓練等などにより、運用方法等の検証を図ることを追加 大規模災害時に、災害対策上重要な車両等に安定した石油類燃料の供給を行うため、神奈川県石油業協同組合と協定を締結し、燃料の確保対策を促進していることを追加
第 15 節	広域応援体 制等の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 平時から、防災関係機関との「顔の見える関係」の構築を図ることを追加 県災害時広域受援計画について、大規模地震で県が被災した場合に円滑に他機関からの応援を受け入れるため、訓練等を通じて、内容の検証と充実に努めることを追加
第 16 節	県民の自主 防災活動の 拡充強化	<ul style="list-style-type: none"> 市町村内の一定の地区内の住民や事業者が、防災力の向上を図るための計画を地区防災計画の素案として、市町村に提案できることを追加 自主防災組織の女性リーダーの育成に努めることを追加

体 系		修正の内容
第 18 節	防災知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年熊本地震で強い揺れや余震が続くことで、多くの建物被害が発生したため、建物の耐震化への啓発の必要性について追加。また、車中避難した方にエコノミークラス症候群による死者が発生したため、避難生活を行う上での健康管理に関する知識の普及啓発の必要性を追加 地震防災チェックシート、かながわけんみんな防災カードによる自助・共助意識の向上、かながわシェイクアウトによる安全確保行動の普及を追加 家庭における身近な防災対策等の普及として、感震ブレーカー等の設置の推進を追加 県立学校は災害図上訓練(D I G)等の生徒参画型の実践的な防災教育を推進することを追加
第 19 節	防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> 緊急消防援助隊県内合同訓練の実施を追加 外国人住民への被害を軽減するために、多様な主体と連携した災害多言語支援センターの設置運営訓練を実施していることを追加
第 4 章 災害時の応急活動対策		
前文		<ul style="list-style-type: none"> 発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人的・物的資源を優先的に配分することを追加
第 1 節	災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁の津波警報区分の変更に伴う修正 平成 27 年 4 月より Lアラートを導入したため、市町村は、避難情報の住民への迅速な伝達に努めることについて追加。また、県は市町村が Lアラートへの情報発信を行えないときは、市町村に代わり Lアラートへの情報発信を行うことを追加
第 2 節	救助・救急、消火及び医療救護活動	<ul style="list-style-type: none"> 県内消防広域応援実施計画に基づく応援要請や、県消防広域運用調整本部の設置及び神奈川県消防広域応援隊の編成を追加 傷病者等が多数発生する場合は、海上自衛隊厚木航空基地を航空搬送拠点として確保し、県外への医療搬送拠点となる広域医療搬送拠点(Staging Care Unit 略して SCU)を設置することを追加
第 3 節	避難対策	<ul style="list-style-type: none"> 市町村から求めがあった場合に、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について県が助言することを追加 避難所の生活環境について、エコノミークラス症候群対策等の必要な措置をとることを追加 避難所の運営管理において、要配慮者や妊産婦、母子のためのスペースの確保や、巡回警備等による安全性の確保措置に努めることを追加 やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、市町村は、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等に努めることを追加 県と市町村は、帰宅困難者に対して一斉帰宅の抑止を図るとともに、滞在場所の確保等の支援に努めることについて追加。また、滞在場所の運営にあたっては、男女のニーズの違いや、要配慮者のニーズの配慮に努めることを追加 県の広域的避難の調整の方法に関して、県が被災市町村に替わり要請を実施することや、被災者の運送の要請・指示を行うことに伴う修正 避難所の生活環境の確保として、女性や子供に対する暴力等を予防するための照明の設置などによる安全性の確保を追加
第 5 節	飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動	<ul style="list-style-type: none"> 生活必需物資等の供給に関しては、男女や要配慮者等のニーズに配慮することを追加 避難所以外で避難生活を送る方や、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても、物資等が提供されるよう努めることを追加 県は、被災のため市町村からの要請が困難な場合には、その要請を待たずに、救援物資等の被災地への迅速な供給を行うことを追加

体 系		修正の内容
第 7 節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定公共機関・指定地方公共機関（運送事業者等）に対し、必要な物資、資材の運送を行うことを要請又は指示することを追加 ・ 道路啓開のため、災害時に道路管理者等が、緊急通行車両の通行の妨げになる車両等を道路外の場所へ移動すること等の措置を命ずること、また自ら車両の移動等を行うことを追加
第 11 節	被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所以外で避難生活を送る方や、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても、情報等が提供されるよう努めることを追加 ・ 市町村は、被災者の安否情報について住民から照会があった場合は可能な限り安否情報を回答するよう努めることについて追加。また、避難者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合は、特に個人情報の管理を徹底することを追加
第 12 節	広域的応援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害発生時に、外部からの複数の多様な応援を円滑に受け入れるため、県災害時広域受援計画に基づき効果的な災害応急対策を実施することを追加 ・ 航空機を最も有効、適切に活用するため、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置すること等を追加
第 5 章 復旧・復興対策		
第 1 節	復興体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣職員の受け入れについて、関西広域連合との協定、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定を新たに締結したことを追加
第 2 節	復興対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村が、被災者の被害状況、支援措置の実施状況、配慮事項等を、一元的に集約した被災者台帳を作成し、総合的かつ効果的な支援の実施に努めることを追加